

平成26年2月6日
土木部事業管理課

平成26年2月から適用する設計業務委託等技術者単価及び
公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について

平成26年2月1日以降適用の設計業務委託等技術者単価及び公共工事設計労務単価
における、積算の適用について下記のとおり特例措置を定めました。

記

第1 建設工事における取扱い

平成25年4月19日付け「東日本大震災の復旧・復興事業実施期における積算
基準及び設計単価の適用年期日について」及び、平成24年12月5日付け「工事
請負契約締結後における単価適用年月変更の運用について」並びに、平成24年3
月21日付け「東日本大震災に伴う賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条
第6項の運用について」に基づき、適切に取り扱うこととする。

第2 建設関連業務委託等における取扱い

1 措置の概要

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、2に定める建設コンサルタント業務
等（維持管理業務及び発注者支援業務等を含む）の受注者は、下記に掲げる規程に
基づく業務委託料の変更の協議を請求することが出来ることとする。

- (1) 設計業務等委託契約書第52条及びこれに準ずるもの
- (2) 工事請負契約書第55条及びこれに準ずるもの

2 具体的な取扱い

平成26年2月1日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等（維持管理
業務及び発注者支援業務等を含む）のうち、平成25年度設計業務委託等技術者単
価及び平成25年度公共工事設計労務単価を適用して予定価格を積算しているもの
については、次の方式により算出された業務委託料に契約変更を行う。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、 $P_{\text{新}}$ 及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価により積算された予定
価格

k ：当初契約の落札率

3 その他

落札者決定通知後の建設コンサルタント業務等（維持管理業務及び発注者支援業
務等を含む）にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合
があることを説明した上で契約を締結すること。